

参議院改革協議会

協議員一覧（9名）

座長	高嶋 良充（民主）	藤原 正司（民主）	木庭 健太郎（公明）
	大石 尚子（民主）	加治屋 義人（自民）	小池 晃（共産）
	羽田 雄一郎（民主）	谷川 秀善（自民）	又市 征治（社民）

（21.11.18 現在）

専門委員（選挙制度）一覧（8名）

委員長	藤原 正司（民主）	泉 信也（自民）	井上 哲士（共産）
	大石 尚子（民主）	加治屋 義人（自民）	又市 征治（社民）
	羽田 雄一郎（民主）	魚住 裕一郎（公明）	

（21.10.29 現在）

（1）検討の経緯

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、専門委員会（選挙制度）が設置された。

本協議会（高嶋良充座長）は、第173回国会においては11月18日に協議会（第7

回）を開き、専門委員会（選挙制度）の委員も出席し、平成21年参議院議員定数訴訟最高裁判決について事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った結果、来年の選挙への対応とともに、次々回の選挙に向けた参議院の在り方を含む抜本的見直しについて専門委員会で協議することとした。

（2）協議会経過

平成21年11月18日（水）（第7回）

- ・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。

議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項

参議院改革協議会が必要と認める事項

- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。